

○岡崎市農林業経営改善近代化助成条例

昭和46年3月25日

条例第21号

(目的)

第1条 この条例は、農林業者等に対し、農林業経営改善近代化資金利子補給金(以下「利子補給金」という。)を交付することにより、農林業経営の改善と近代化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「農林業者等」とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 農業(畜産業及び養蚕業を含む。)又は林業を営む者
- (2) 農業協同組合
- (3) 農事組合法人
- (4) 土地改良区
- (5) 農業近代化資金融通法施行令(昭和36年政令第346号)第1条第5号から第7号までに掲げるもの

(利子補給金の交付の対象)

第3条 この条例の規定に基づく利子補給金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる資金(以下「経営資金」という。)を借り入れた農林業者等で、当該経営資金の融資機関に当該経営資金の利子を支払うものとする。

- (1) 株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)別表第1第8号の下欄に掲げる資金
- (2) 農業近代化資金融通法(昭和36年法律第202号)第2条第3項に規定する農業近代化資金
- (3) 前2号に掲げるもののほか、農林業者等の資本の装備の高度化及び農林業経営の近代化に資するため融資機関が農林業者等に貸し付ける資金で、当該融資機関に対して愛知県が利子補給を行うもの

(利子補給金の交付)

第4条 市は、経営資金の融資を受けた者に対し、毎年度予算の範囲内において、その者が当該経営資金の融資を受けた融資機関に支払う当該経営資金の利子額のうち、その2分の1に相当する額を利子補給金として交付することができる。

2 前項の規定により市が利子補給金を交付することができる年限は、当該経営資金の融資を受けた者が当該経営資金の利子の第1回の支払をした日の属する会計年度以降5年度

以内とする。

(規則への委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則(昭和47年6月26日条例第41号)

この条例は、昭和47年7月1日から施行する。

附 則(昭和56年3月30日条例第20号)

- 1 この条例は、昭和56年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日までにおいて、この条例による改正前の岡崎市農林業経営改善近代化助成条例第4条の規定により経営資金の認定を受けた者については、この条例による改正後の岡崎市農林業経営改善近代化助成条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成17年6月24日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年9月10日条例第44号)

この条例は、平成20年10月1日から施行する。ただし、第1条中岡崎市吏員退隠料其ノ他給与金条例第2条第1項の改正規定、第2条中岡崎市職員共済条例第1条、第26条、第27条及び第31条の改正規定並びに第3条中岡崎市農林業経営改善近代化助成条例第5条の改正規定は、公布の日から施行する。

○岡崎市農林業経営改善近代化助成条例施行規則

昭和46年3月26日

規則第17号

(趣旨)

第1条 この規則は、岡崎市農林業経営改善近代化助成条例(昭和46年岡崎市条例第21号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「利子補給金」とは、条例第1条に規定する利子補給金をいう。

2 この規則において「経営資金」とは、条例第3条に規定する経営資金をいう。

(利子補給金の交付の申請)

第3条 条例第4条の規定による利子補給金の交付の申請をしようとする者は、申請書を、毎年1月20日までに市長に対して提出しなければならない。

2 前項の申請書には、当該融資機関に支払う当該経営資金の利子額を当該融資機関が証明した書面を添付しなければならない。

(利子補給金の交付の決定)

第4条 市長は、条例第4条の規定により利子補給金の交付の決定をした場合は、利子補給金の交付の申請をした者に対してその旨を通知するものとする。

(利子の支払額の変更の届出)

第5条 条例第4条の規定による利子補給金の交付の決定を受けた者は、当該経営資金の全部を繰上償還した場合において、当該繰上償還をした日の属する会計年度の当該融資機関に支払う当該経営資金の利子額に変更があつたときは、直ちに、その旨を記載した書面により市長に対して届け出なければならない。

(実績報告等)

第6条 岡崎市市費補助金等に関する規則(昭和34年岡崎市規則第3号)第10条、第11条及び第4章の規定は、利子補給金について準用する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項及び利子補給金の交付に関する事務に必要な書類の様式は、当該事務を所管する部長が定める。

附 則

この規則は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年3月30日規則第18号)

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(平成8年3月25日規則第4号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成14年9月30日規則第34号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年6月25日規則第7号)

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

農林業経営改善近代化資金利子補給金交付申請書

年 月 日

(宛先)岡 崎 市 長

(申請者)住所_____

氏名_____

(署名又は記名押印)

次のとおり 年度農林業経営改善近代化資金利子補給金を交付してください。

借り入れた資金の 明細	種類			
	使途			
	借入年月日	年 月 日		
	借入金額	円		
	借入利率	年 パーセント		
	償還期間	年(据置期間 年)		
	利子の支払期	毎年 月 日 回払い		
元金及び利子の 支払の明細	支払期	元金	利子	
		円	円	
	計			
交付申請額	円 算出基礎			

注 この申請書は、当該融資機関に支払う当該経営資金の利子額をその融資機関が証明した書面を添付してください。